「船岡山公園 支障木伐採業務委託」仕様書

京都市建設局 北部土木みどり事務所
（担当：谷、岡本 TEL：075-492-3111）

1 業務名

船岡山公園 支障木伐採業務

2 業務の目的

船岡山公園内において、樹木にキノコが発生し枯損の恐れがあり、倒木による公園利用者や近隣住民等への被害を未然に防止するため、当該樹木の伐採を実施するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4 履行場所

京都市北区紫野北舟岡町 地内（船岡山公園）

5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真」のとおり

6 業務内容

・範囲内における対象木（計 3 本）の伐採を行うこと。

対象木①：幹周 204cm

対象木②：幹周 106cm

対象木③：幹周 140cm

・伐採の実施にあたっては、根株からのヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み（網目状）を実施すること。

・対象樹木の伐採作業を安全かつ円滑に実施するため、必要となる対象樹木以外の樹木の剪定等も行うこと。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

(1) 費用について

・見積にあたっては、必ず事前に現地確認を行い、重機の搬入経路等を含め、業務の実施に必要な全ての費用を確実に見積もること。

・本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

・業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

(2) 安全・施工について

・重機(ラフタークレーンや高所作業車等)を使用し園内に進入する場合は、搬入経路や作業区域内の園路等の保護のため、敷鉄板やゴムマット等による養生を確実に実施すること。

・重機を使用する場合は、カラーコーンやトラテープ、バリケード等を用いて作業区域を囲い、第三者の立ち入り禁止措置を確実に行うこと。必要に応じて交通誘導員を配置すること。

・作業にあたっては通行車両や歩行者、近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。

・道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受注者において所管の警察署と協議のうえ取得すること。

・作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。

・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とし、土日祝日の作業は不可とする。

・作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(3) 提出書類について

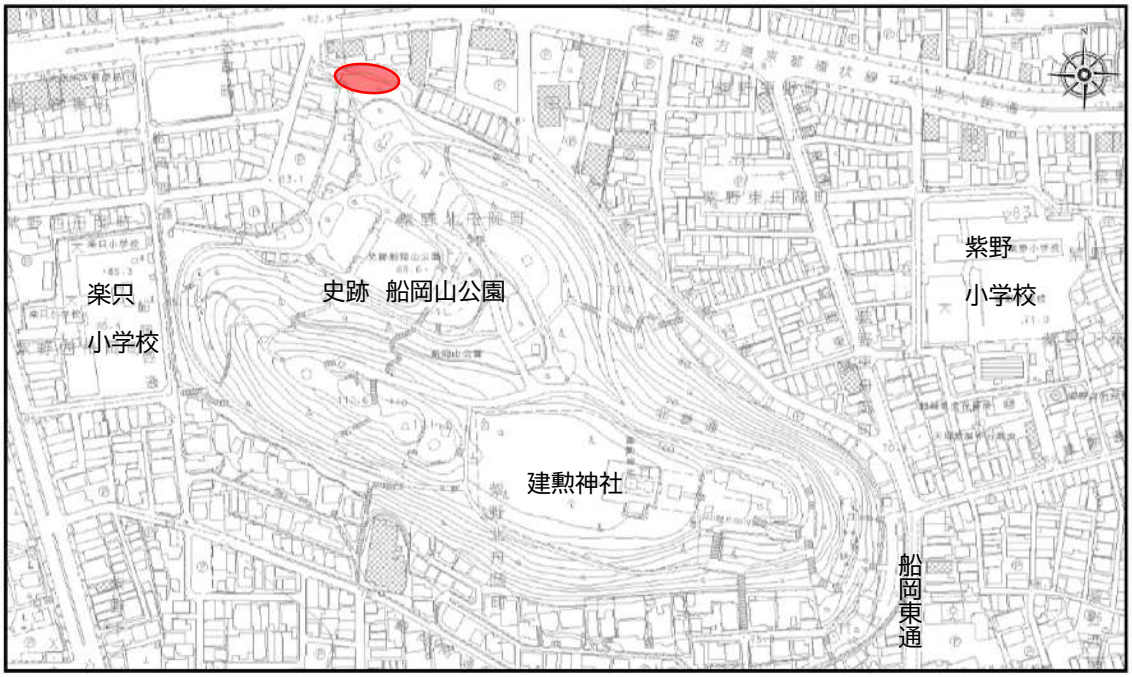
・業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。

業務完了報告書

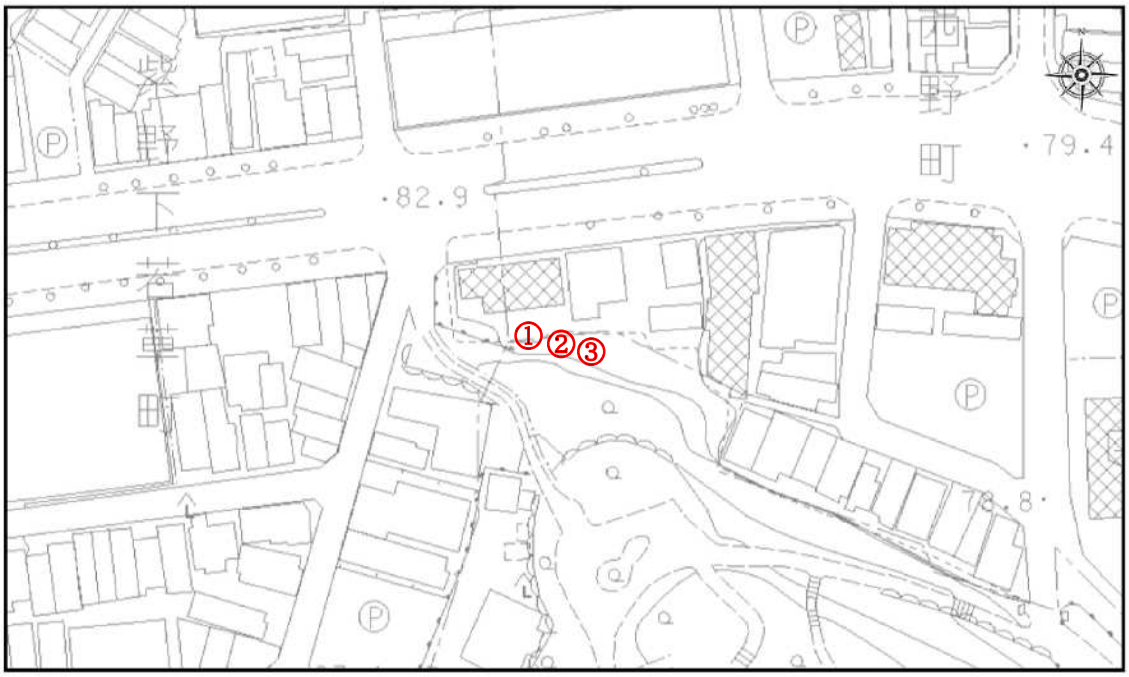
請求書

作業写真(着手前、作業中、完了時を定点撮影したもの)

【位置図】



【伐採対象木位置図】



【現況写真】

